

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、同社D支店においてトラック運転手及び構内作業員として勤務し、平成〇年〇月〇日からは同社E支店において荷物の仕分けや整理作業を行う構内作業員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃より支店長から理不尽な量の業務を強要されたり、度々叱責を受けたりしたほか、平成〇年〇月頃より同じ構内で作業する下請け会社の運転手から請求人を中傷する落書きや罵倒する等のいじめ・嫌がらせをされ、さらに、平成〇年〇月頃には暴行を受けるとの出来事があったとし、平成〇年〇月には請求人が関わる積荷の破損事故が起こり、ノルマの不達成といった出来事もあったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自宅において自傷行為に及ぶところを同居の親族に発見され、翌日、Fクリニックに受診し「うつ状態」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)を次のとおり改める。

「(ウ) 「具体的出来事」の当てはめ(出来事2)

請求人らによれば、平成〇年〇月〇日に高価な商品をフォークリフトでトラックに積み込む際、操作を誤ってフォークリフトが前傾し商品が落下して損傷したが、「1千万円以上もする商品」、「輸送保険に未加入」といった話を伝え聞いてひどく悩んだとしている。

これは認定基準別表第1の出来事の類型にあてはめると、「②仕事の失敗、過重な責任の発生等」のうち、「4会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当し、平均的な負荷の強度は「Ⅲ」となる。

心理的負荷の総合評価の視点から検討すると、会社には事故反省金制度があり、請求人自身、過去に「事故反省金」として平成〇年〇月から〇月まで給与から控除(月〇円で賞与月の〇月と〇月は〇円)されたことがあることから、高額な商品損傷の場合、いくら事故反省金を課されるのか非常に不安・心配であったであろうことが推認される。当時の請求人の様子等について、H支店長は、さすがにこの時は請求人も動揺しており、謝っていた旨述べ、商品事故処理の担当者であるIは、請求人が「ご迷惑をおかけします。」と平謝りしていた旨述べ、同僚のMは、この出来事が精神

的に負担となったのではないかと思う旨述べていることなどからも、請求人が相当程度の精神的なショックを受けた様子うかがわれる。最終的には〇万円の損害額ということになったが、請求人は休業したため、始末書の提出や事故反省金を課されるなどの処分は行われなかったものである。

しかし、高額な商品の損傷は、請求人にとってかなりの精神的負担となったであろうと推認されることから、心理的負荷の強度は「中」と判断する。」

3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、請求人らはGとのトラブルがあった平成〇年〇月〇日頃にうつ病を発病したと主張しているが、当審査会は、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 意見書及び本件公開審理における請求人の主張を基にして、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について検討すると、次のとおりである。

ア 高額な商品の損傷について

結果的に損害額は〇万円ということになったものであり、会社の規模からみると、「会社の経営に影響を及ぼすようなもの」とはいえず、また、事故反省金制度についても、請求人自身が経験しているとおりに、多額な負担を強いるものではなく、さらに、請求人は荷主との対応を直接行ってはいないことなどに鑑みると、当審査会においても、その心理的負荷の総合評価は「中」が妥当であると判断する。

イ Gから暴行を受けたとの主張について

当該出来事については、刑事事件として取り扱われたものの、加害者であるGの行動をもって暴力行為であったとまでは言い難く、Gに対する処分も

嚴重注意で終わっていることからみて、請求人に精神的な負荷をもたらす出来事であったとは判断できない。また、関係者の申述からみて、当該出来事が発生した経緯においては、請求人の態度が大きく影響していると判断できるところであり、請求人に全く非がなかったとはいえないことから、請求人にもたらす心理的影響の程度には考慮すべき事情がある。なお、Gによると、当該出来事の翌日の○日に請求人と話したが、いつもと変わらない感じで、全く気にしていないようにしか見えなかったと述べており、当該出来事は請求人に対する「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」とまでは判断できない。以上のことからみて、当審査会としては、H支店長の叱責等の出来事を含め、決定書理由第2の2の(2)のウの(ウ)に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。なお、同第2の2の(2)のウの(ウ)のbに掲げる平成○年○月○日の出来事については、発病前6か月以前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象にはならない。

ウ 物品販売のノルマを課せられたとの主張について

H支店長によると、要旨、物品販売については、ドライバーや営業社員と事務社員との間にノルマの差はつけてあるが、1件も売ってこないというのは請求人だけだったので、ゼロのときには注意した。もっと努力するように言っていた旨述べ、「物品販売については、ノルマというより協力であり、目標が達成できなくともペナルティや昇給昇格への影響は一切ない。達成できなかった分のうち、多少は自分で買い取る社員もいるのは事実であるが、会社としてそれを強制することは一切ない。」と述べており、少なくとも、目標の達成について明確なノルマが課され、請求人を含めた労働者に大きな負荷を与えるものであったとは認められないことから、認定基準別表第1の具体的出来事の「達成困難なノルマが課せられた」に該当するとみても、決定書理由第2の2の(2)のウの(エ)に説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断することが相当である。

エ 昼食休憩も取れない過重労働や長時間労働に従事させられたとの主張についてみると、昼食休憩に関しては、H支店長は、請求人に、要旨、作業が残っていても昼食休憩を取って再開すればよいと言っていた旨述べ、Iは、請求人に『休憩時間は分けて取れば』とアドバイスをしても、あまり聞き入れられなかった。」旨述べており、請求人が昼食を遅く取っていた可能性はある

ものの、昼食休憩を取れなかったとは認められないものであり、労働時間についても、監督署長が集計した労働時間集計表によると、発病前6か月間の時間外労働時間数は、29時間45分ないし45時間53分とされているところ、当審査会においては同集計表について精査したが、その算定方法は妥当であり、請求人には恒常的長時間労働も認められないものと判断する。

オ 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つとなり、その全体評価については、「中」とすることが妥当であると判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。